

# 規制の事後評価書

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（特定非営利活動促進法部分）

規制の名称：特定非営利活動法人役員の欠格事由

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：内閣府政策統括官（共生・共助担当）付参事官（共助社会づくり推進担当）

評価実施時期：令和7年2月

## 1 事後評価結果の概要

### <規制の内容>

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく成年被後見人等に係る欠格事由の見直しにより、特定非営利活動法人の役員の欠格事由を設けること自体は見直さないものの、欠格事由から成年被後見人及び被保佐人を削除した。

併せて、個別審査規定（心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定。以下同じ）を新設することとし、具体的には、新たに特定非営利活動促進法第20条第6号に「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの」を新設した。

### <今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

### <課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

### <遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

### <行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

**<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>**

✓ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

## 2 事前評価時の予測との比較

### <効果（課題の解消・予防）>

成年被後見人及び被保佐人の欠格条項を削除し、新たに、特定非営利活動促進法第 20 条第 6 号として「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの」を加えたため、成年被後見人及び被保佐人という理由のみで一律に排除されることがなくなり、法の目的である成年被後見人及び被保佐人の人権の尊重、成年被後見人又は被保佐人であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られた。

|                  |       | 算出方法と数値                                                                                                                     |
|------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①成年後見制度の<br>利用促進 | 事前評価時 | —                                                                                                                           |
|                  | 事後評価時 | 本規制緩和前（平成 30 年 12 月末日）：成年後見利用者数 169,583 人<br>補佐利用者数 35,884 人<br>本規制緩和後（令和 5 年 12 月末日）：成年後見利用者数 178,759 人<br>補佐利用者数 52,089 人 |

出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

なお、本規制緩和と同様の規制緩和が他法令においても同時期に多数行われていることから、本規制緩和が具体的にどの程度成年後見制度の利用促進に寄与したかを定量的に把握することは困難である。

また、成年被後見人及び被保佐人の人権の尊重並びに成年被後見人又は被保佐人であることを理由とした不当な差別の解消についても、その性質上、具体的にどの程度当該目的が達成されたかを定量的に把握することは困難である。

### <負担>

#### ■行政費用

新たな欠格事由について周知等をするための費用が生じた。

また、所轄庁が改正後の特定非営利活動法人の役員の欠格事由の該当の有無を審査する業務に係る費用も生じた。しかし、この審査業務は、改正前から特定非営利活動促進法第 20 条第 1 項各号で規定される全ての役員欠格事由への該当について、所轄庁が役員になろうとする者から提出された書面で審査するもので、改正後の審査業務は改正前の審査業務のうちの一部のみが変更されたにすぎず、その費用はほとんど生じなかったと考えられる。

なお、上記のとおり改正前から行っていた審査業務の一部を変更したのみであるため、本規制緩和により生じた費用のみを特定し、定量的に把握することは困難である。

#### ■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

特段発生しなかった。

## 3 考察

- ・本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人及び被保佐人）の利用者数は増加した。
- ・また、本規制緩和により行政費用及び顕在化した負担は大きくない。
- ・結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、負担以上の効果を得られることから、本規制緩和を継続することが妥当である。